

# 豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領

|      |                       |                       |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 制    | 定                     | ：昭和５４年９月１１日付け５４総第７４７号 |
|      |                       | 農林水産事務次官依命通知          |
| 一部改正 | ：昭和６２年８月３１日付け６２総第３５８号 |                       |
| 〃    | ：平成９年１２月２５日付け         | ９総第４５２号               |
| 〃    | ：平成１７年７月２５日付け１７総第１００号 |                       |
| 〃    | ：平成２５年８月２９日付け２５総第     | ７１号                   |
| 〃    | ：平成２７年６月２３日付け２７総第     | １２号                   |

## 第１ 趣 旨

この事業は、農山漁村におけるむらづくり（以下「むらづくり」という。）の優良事例の表彰を行うとともに、あわせてその業績発表等を行うことにより、むらづくりの全国的な展開を助長し、もって地域ぐるみの連帯感の醸成及びコミュニティ機能の強化を図り、農林漁業及び農山漁村の健全な発展に資することを目的とする。

## 第２ 実施主体

この事業は、農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会（以下「振興会」という。）との共催により実施する。

## 第３ むらづくりの優良事例の表彰

### １．表 彰

- （１）むらづくりの優良事例の表彰は、農林水産祭の表彰行事の一部門として行う。
- （２）優良事例の表彰は、ブロックごとに次の件数の範囲内の事例につき行うものとする。

なお、その中で特に優秀なものについては、天皇杯等選賞審査対象事例として推薦するものとする。

|            |   |           |   |
|------------|---|-----------|---|
| 北海道・沖縄ブロック | １ | 東海ブロック    | １ |
| 東北ブロック     | ３ | 近畿ブロック    | ２ |
| 関東ブロック     | ３ | 中国・四国ブロック | ３ |
| 北陸ブロック     | １ | 九州ブロック    | ３ |

### ２．選賞対象

- （１）選賞対象となる「むらづくり」の主体は、農山漁村における集落の区域から市町村の区域に至るまでの区域（例えば、集落、大字、校区、旧市町村、新市町村等の区域）を地区とする集団又は組織（以下「集団等」という。）とし、その形式は問わないものとする。  
ただし、コミュニティ機能の強化や新たなコミュニティの形成に資する取組と判断される場合には、市町村の区域を越える区域を地区とする集団等も含まれるものとする。
- （２）選賞対象となる「むらづくり」の内容は、前項の集団等による農林漁業を基盤とした豊かな地域社会づくり、すなわち農林漁業の振興を核とし、生活、文化等を含む幅広い地域活動を展開する総合的なむらづくりとする。

### 3. 都道府県知事の推薦

都道府県知事は、当該都道府県内におけるむらづくりの事例のうち審査基準に該当するものであって優良と認められるもの1件を、別に定める推薦調書により、地方農政局長（北海道にあつては直接、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長を経由して振興会理事長）宛てに推薦することができる。

なお、沖縄総合事務局長は、推薦調書に意見書を添付するものとする。

### 4. 地方農政局における審査

- （1）地方農政局長は、3により推薦のあったむらづくり優良事例について農林水産大臣賞の選賞の対象となるべき事例の審査を行うため、農林水産業に関し学識経験を有する者から構成されるむらづくり審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

審査会は、推薦された事例について書面審査を行うとともに、必要に応じて現地調査その他の確認調査を行い、その結果に基づき農林水産大臣賞の受賞に値する事例を決定する。

- （2）地方農政局長は、別に定めるところにより、（1）により農林水産大臣賞の受賞に値すると決定された事例について審査報告書を添えて、振興会を通じ農林水産大臣賞状の交付申請を行うものとする。

### 5. 天皇杯等選賞中央審査

「むらづくり」の優良事例についての天皇杯等の選賞審査を行うため、農林水産祭中央審査委員会（以下「委員会」という。）にむらづくり分科会を設けるものとし、4により農林水産大臣賞が交付された事例（北海道及び沖縄県については3により推薦された事例）の中から、同分科会において、書面審査を行うとともに、必要に応じて現地調査その他の確認調査を行い、その結果に基づいて、委員会総会において天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞（北海道及び沖縄県についての農林水産大臣賞を含む。）を決定する。

### 6. 審査基準

選賞審査に当たっては、別紙に定める基準に従い、そのむらづくりの性質、内容がすぐれ、広く社会の賞讃に値する事例を選考するものとする。なお、当該審査に当たっては、女性が活躍している事例について配慮するものとする。

## 第4 優良事例の業績発表等

- （1）選賞された優良事例につき業績発表を行うほか、「むらづくり」に関する学識経験者又は現地指導者によるパネルディスカッション等を行う。
- （2）選賞された優良事例につき、「むらづくり」優良事例集を作成するとともに、(1)によるパネルディスカッション等につき内容の取りまとめを行いこれらに関係機関、関係団体等に頒布して、むらづくりの普及、奨励を図る。

## 豊かなむらづくり選賞審査基準

| 審 査 基 準                                                                                                                                | 審 査 基 準 細 則 例                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. むらづくりのための自主的な努力と創意工夫の状況</p> <p>（むらづくりの推進に当たって、その主体である集団等が地域の困難な自然的、社会的、経済的諸条件を克服してきた自主的な努力と創意工夫の過程がすぐれていること。</p>                 | <p>(1) むらづくりの推進が、その地域の自然的、社会的、経済的諸条件からみて、地域の農林漁業及び農山漁村に係る諸問題の解決のために緊要であると認められること。</p> <p>(2) これらの諸問題の解決のために、むらづくりの主体である集団等の自主的な努力と創意工夫の積重ねのもとに、地域の特性をいかした特色あるむらづくりが進められてきていること。</p>                                                                                                                             |
| <p>2. むらづくりについての合意形成の状況</p> <p>（その地域の農林漁業の振興が地域の発展にとって基本的に重要であるとの認識のもとに、地域の農林漁業の振興を核とした総合的なむらづくりの推進についての幅広い合意が当該集団等の間で形成されていること。</p>   | <p>(1) むらづくりの推進についての当該集団等の合意が、中核的な農林漁家をはじめ兼業農林漁家さらに非農林漁家を含めた当該集団等の総意により形成されていること。</p> <p>(2) 当該集団等の合意に基づいて設定されたむらづくりの目標・課題が、農林漁業を基盤とした豊かな地域社会づくりを目指して、地域の農林漁業の振興を核とし、生活条件の改善・整備、コミュニティ活動の強化等にわたる総合的なむらづくりを推進するものとして、設定されていること。</p> <p>(3) むらづくりの目標・課題が、長期的観点に立ち、計画性をもって設定されていること。また、財政的裏付けにも適切な配慮がなされていること。</p> |
| <p>3. むらづくり推進体制の整備・運営の状況</p> <p>（農林漁家を中心とし、非農林漁家を含めてむらぐるみでむらづくりを推進するための体制が整備されており、当該集団等による地域活動が長期的にも持続すると見込まれること。</p>                  | <p>(1) むらづくりの推進体制が、集落を中心として、他の地域組織や機能集団との連携・協調のもとに、地域活動が円滑に推進できるように整備されていること。</p> <p>(2) 当該集団等の構成員のむらづくりへの参加が自発的意思のもとに、かつ、広範囲になされていること。</p> <p>(3) むらづくりの推進体制については、民主的なルールによる運営その他健全な運営が確保されていること。</p>                                                                                                          |
| <p>4. むらづくりの地域農林漁業の振興とその担い手の育成への寄与状況</p> <p>（むらづくり推進の結果、むらぐるみの連帯感の醸成とコミュニティ機能の強化が促進され、地域の農林漁業の振興に著しく寄与しているとともに、その担い手の育成が図られていること。</p>  | <p>(1) むらづくりの実践が、①地域における農林漁業の生産力の向上、②農林漁業構造の改善、③生産基盤の整備、④生産の組織化など地域農林漁業の振興と後継者の育成確保の面ですぐれた成果をあげていること。</p> <p>(2) また、①生活環境施設の整備、②安定的な就業機会の確保、③生活改善活動の推進など生活条件の改善・整備、さらに世代間を含めたコミュニティ活動の強化、都市住民との交流等の面で、すぐれた成果をあげていること。</p> <p>(3) むらづくりの推進の成果として、当該集団等の構成員が農林漁業経営の改善、生活の安定・向上その他の利益を受けていること。</p>                 |
| <p>5. むらづくりの豊かで住みよい農山漁村の建設への寄与状況</p> <p>（また、地域農林漁業の振興及びその担い手の育成とあわせて、地域における生活条件の改善・整備、うらおいのある人間関係の確立その他豊かで住みよい農山漁村の建設に著しく寄与していること。</p> | <p>(4) 当該むらづくりが、普及性があり、周辺地域のむらづくりの模範とするに足るものであること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                          |

(注) 附則は省略